

○ 古物営業法に基づく審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和3年 月 日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 古物営業法 (2-1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第3条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 古物商の許可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 40日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>主たる</u>営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 古物営業法 (2-1)	根 拠 条 項 : 第3条	処 分 の 概 要 : 古物商の許可	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分)	審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。	標 準 処 理 期 間 : 40日	申 請 先 : <u>主たる</u> 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成17年1月19日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 古物営業法 (2-1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第3条<u>第1項</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 古物商の許可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条(許可の申請) 第2条(古物の区分) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 40日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 古物営業法 (2-1)	根 拠 条 項 : 第3条 <u>第1項</u>	処 分 の 概 要 : 古物商の許可	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条(許可の申請) 第2条(古物の区分)	審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。	標 準 処 理 期 間 : 40日	申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課	問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)	備 考 :	<p>令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う条ずれ</p> <p>令和元年10月24日改正古物営業法一部施行に伴う条ずれ</p> <p>令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う変更</p>
法 令 名 : 古物営業法 (2-1)																						
根 拠 条 項 : 第3条																						
処 分 の 概 要 : 古物商の許可																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3(許可の申請) 第2条(古物の区分)																						
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。																						
標 準 処 理 期 間 : 40日																						
申 請 先 : <u>主たる</u> 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)																						
備 考 :																						
法 令 名 : 古物営業法 (2-1)																						
根 拠 条 項 : 第3条 <u>第1項</u>																						
処 分 の 概 要 : 古物商の許可																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条(許可の基準) 第5条第1項(許可の手続) 古物営業法施行規則第1条(許可の申請) 第2条(古物の区分)																						
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。																						
標 準 処 理 期 間 : 40日																						
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課																						
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)																						
備 考 :																						

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-2)
根 拠 条 項 : 第3条
処 分 の 概 要 : 古物市場 <u>主</u> の許可
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条 (許可の基準) 第5条第1項 (許可の手続) 古物営業法施行規則第1条の3 (許可の申請) 第2条 (古物の区分)
審 査 基 準 : <u>古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</u>
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : <u>主たる古物市場</u> の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-2)
根 拠 条 項 : 第3条第 <u>2項</u>
処 分 の 概 要 : 古物市場の許可
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条 (許可の基準) 第5条第1項 (許可の手続) 古物営業法施行規則第1条 (許可の申請) 第2条 (古物の区分)
審 査 基 準 : <u>判断基準は、法令の定めによる。</u>
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : <u>営業所</u> の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う条ずれ

処分の概要の訂正

令和元年10月24日改正古物営業法一部施行に伴う条ずれ

記載方法の訂正

令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う変更

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-3)
根 拠 条 項 : 第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : <u>主たる</u> 営業所 <u>又は古物</u> 市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-3)
根 拠 条 項 : 第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : <u>許可を申請した</u> 営業所、市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

令和2年4月1日改
正古物営業法全面施
行に伴う変更

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-4)
根 拠 条 項 : 第7条第5項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 古物営業法 (2-4)
根 拠 条 項 : 第7条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第6項、第7項、第4条第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 許可を申請した営業所、市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う変更

令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う変更

令和2年4月1日改正古物営業法全面施行に伴う変更

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則 (17-2)
根 拠 条 項 : 第23条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体の承認
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第22条 (盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 : 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 2月
申 請 先 : 営業の本拠となる事務所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則 (17-2)
根 拠 条 項 : 第23条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体の承認
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第22条 (盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 : 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 2月
申 請 先 : 営業の本拠となる事務所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

改正後	改正前	備考
<p>別紙 盗品売買等防止団体の承認の基準 盗品売買等防止団体に係る承認の申請は、古物営業法施行規則（以下「規則」という。）第22条のとおりであり、承認は規則第23条に規定する要件を満たすものについて行うが、その基準は、規則の定めのほか、次のとおりである。</p> <p>1 規則第22条第3項関係 (1) 第4号の「資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面」とは、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価額を証明する書面を指す。 (2) 第5号の「回答業務に関する事業計画書及び収支予算書」は、回答業務に関する部分に限る必要はないが、回答業務に関する部分が明らかにされている必要がある。</p> <p>2 規則第23条第1号関係 「回答業務を実施する旨の定め」については、定款等に「回答業務」と明記されている必要はないが、例えば「盗品等に関する情報を管理、活用する」というように、承認を申請する法人その他の団体において回答業務を実施することが明確に確認できるものであることが必要である。</p> <p>3 規則第23条第3号関係 (1) 規則第23条第3号の「業務規程」については、規則第22条第4項各号に規定されている事項が記載されている必要がある。 ア 規則第22条第4項第1号の「実施の方法」については、回答業務に用いられる電子計算機の構成、照会・回答の具体的な方法、権限のない者による照会を排除するための措置が記載されていることが必要である。 イ 規則第22条第4項第2号の「利用する者の範囲」については、利用する者（以下「利用者」という。）の名称等の特定までは要しないが、例えば「承認を申請する法人その他の団体の会員」というように、「古物商、古物市場主</p>	<p>別紙 盗品売買等防止団体の承認の基準 盗品売買等防止団体に係る承認の申請は、古物営業法施行規則（以下「規則」という。）第22条のとおりであり、承認は規則第23条に規定する要件を満たすものについて行うが、その基準は、規則の定めのほか、次のとおりである。</p> <p>1 規則第22条第3項関係 (1) 第4号の「資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面」とは、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価額を証明する書面を指す。 (2) 第5号の「回答業務に関する事業計画書及び収支予算書」は、回答業務に関する部分に限る必要はないが、回答業務に関する部分が明らかにされている必要がある。</p> <p>2 規則第23条第1号関係 「回答業務を実施する旨の定め」については、定款等に「回答業務」と明記されている必要はないが、例えば「盗品等に関する情報を管理、活用する」というように、承認を申請する法人その他の団体において回答業務を実施することが明確に確認できるものであることが必要である。</p> <p>3 規則第23条第3号関係 (1) 規則第23条第3号の「業務規程」については、規則第22条第4項各号に規定されている事項が記載されている必要がある。 ア 規則第22条第4項第1号の「実施の方法」については、回答業務に用いられる電子計算機の構成、照会・回答の具体的な方法、権限のない者による照会を排除するための措置が記載されていることが必要である。 イ 規則第22条第4項第2号の「利用する者の範囲」については、利用する者（以下「利用者」という。）の名称等の特定までは要しないが、例えば「承認を申請する法人その他の団体の会員」というように、「古物商、古物市場主</p>	

若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体」の中から、その範囲が明確に特定されて記載されていることが必要である。また、業務規程又は情報管理規程に違反した者に対する除名処分の規定が設けられていることが必要である。

ウ 規則第22条第4項第3号の「回答業務を実施する時間及び休日に関する事項」については、回答業務が確実に行われるよう、回答業務を行う日が、原則週5日以上確保されている必要がある。

エ 規則第22条第4項第4号の「回答業務の実施に関し必要な事項」については、外部への業務委託がなされる場合には、その旨記載されていることが必要である。外部委託の範囲については、回答業務はあくまで盗品売買等防止団体が行うものであるから、電子計算機の保守点検等回答業務の付随的な部分に限られていなければならない。また、業務規程には、照会の結果、盗品等と判明した場合における利用者の警察への通報に関する規定が定められていることが必要である。

(2) 規則第23条第3号の「情報管理規程」については、規則第22条第5項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア 規則第22条第5項第1号の「職員の意識の啓発及び教育」については、同項第2号の「回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者」（以下「情報管理責任者」という。）を実施責任者とし、少なくとも年1回実施するなど、職員の意識の啓発及び教育に必要な措置を講じる旨が定められている必要がある。また、情報管理責任者は、当該措置について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

イ 規則第22条第5項第2号の情報管理責任者の「指定」については、回答業務の適正かつ確実な実施について責任を有する者を指定することが定められている必要がある。

ウ 規則第22条第5項第3号の「回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項」及び同項第4号の「回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な

若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体」の中から、その範囲が明確に特定されて記載されていることが必要である。また、業務規程又は情報管理規程に違反した者に対する除名処分の規定が設けられていることが必要である。

ウ 規則第22条第4項第3号の「回答業務を実施する時間及び休日に関する事項」については、回答業務が確実に行われるよう、回答業務を行う日が、原則週5日以上確保されている必要がある。

エ 規則第22条第4項第4号の「回答業務の実施に関し必要な事項」については、外部への業務委託がなされる場合には、その旨記載されていることが必要である。外部委託の範囲については、回答業務はあくまで盗品売買等防止団体が行うものであるから、電子計算機の保守点検等回答業務の付随的な部分に限られていなければならない。また、業務規程には、照会の結果、盗品等と判明した場合における利用者の警察への通報に関する規定が定められていることが必要である。

(2) 規則第23条第3号の「情報管理規程」については、規則第22条第5項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア 規則第22条第5項第1号の「職員の意識の啓発及び教育」については、同項第2号の「回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者」（以下「情報管理責任者」という。）を実施責任者とし、少なくとも年1回実施するなど、職員の意識の啓発及び教育に必要な措置を講じる旨が定められている必要がある。また、情報管理責任者は、当該措置について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

イ 規則第22条第5項第2号の情報管理責任者の「指定」については、回答業務の適正かつ確実な実施について責任を有する者を指定することが定められている必要がある。

ウ 規則第22条第5項第3号の「回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項」及び同項第4号の「回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な

措置に関する事項」については、次のとおりとする。

- (ア) 回答業務に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）又は特定情報の記録された物は、その収集目的又は盗品売買等防止団体の活動上の必要性に照らし管理又は使用する必要がなくなった場合には、消去又は廃棄しなければならないこととし、これについては、特定情報を復元することができない方法により行うよう定められている必要がある。
- (イ) 情報管理責任者は、特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。
- (ウ) 特定情報を取り扱う者が、業務上必要と認められる職員に限定されるよう、その範囲を明らかにしておくことが必要である。
- (エ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による、盗品等に関する情報の目的外利用を禁ずる旨が定められている必要がある。
- (オ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による情報の不正な取扱いが判明した場合における速やかな実態調査、都道府県公安委員会への報告等の措置が定められている必要がある。
- (カ) 特定情報を電子計算機を用いて処理又は管理する場合は、次の事項が定められている必要がある。
 - a 電子計算機の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこと。
 - b 情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定、管理し、必要に応じてこれを変更すること。
 - c 情報管理責任者は、電子計算機への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとし、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点検するとともに、必要に応じて臨時点検を行い、その管理状況を盗品売買等防止団体の代表者に報告すること。

措置に関する事項」については、次のとおりとする。

- (ア) 回答業務に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）又は特定情報の記録された物は、その収集目的又は盗品売買等防止団体の活動上の必要性に照らし管理又は使用する必要がなくなった場合には、消去又は廃棄しなければならないこととし、これについては、特定情報を復元することができない方法により行うよう定められている必要がある。
- (イ) 情報管理責任者は、特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。
- (ウ) 特定情報を取り扱う者が、業務上必要と認められる職員に限定されるよう、その範囲を明らかにしておくことが必要である。
- (エ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による、盗品等に関する情報の目的外利用を禁ずる旨が定められている必要がある。
- (オ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による情報の不正な取扱いが判明した場合における速やかな実態調査、都道府県公安委員会への報告等の措置が定められている必要がある。
- (カ) 特定情報を電子計算機を用いて処理又は管理する場合は、次の事項が定められている必要がある。
 - a 電子計算機の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこと。
 - b 情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定、管理し、必要に応じてこれを変更すること。
 - c 情報管理責任者は、電子計算機への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとし、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点検するとともに、必要に応じて臨時点検を行い、その管理状況を盗品売買等防止団体の代表者に報告すること。

「前各号に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められるものであること」については、人的及び経理的基礎の有無、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の有無等、規則第23条第1号から同条第3号までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に回答業務を行い得るか判断するものである。

5 その他

都道府県ごとに一の盗品売買等防止団体に限って承認するという数的な限定はないので、規則に規定する要件を満たすものであれば、承認を受けることができる。

「上記に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められるものであること」については、人的及び経理的基礎の有無、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の有無等、規則第23条第1号から同条第3号までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に回答業務を行い得るか判断するものである。

5 その他

都道府県ごとに一の盗品売買等防止団体に限って承認するという数的な限定はないので、規則に規定する要件を満たすものであれば、承認を受けることができる。